

平成30年6月21日

お客様各位

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

大阪府北部を震源とする地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの大阪府北部を震源とする地震により被災されたお客さまに心から謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震により災害救助法が適用された市および隣接する地域において、被災されたお客様等からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用することとしましたのでお知らせいたします。

## 1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にて被災されたお客様

対象地域

災害救助法適用地域：（大阪府）大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、  
寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

隣接する地域：（大阪府）堺市、池田市、八尾市、松原市、大東市、門真市、東大阪市、豊能町  
（京都府）京都市、亀岡市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町  
（兵庫県）尼崎市、伊丹市、川西市  
（奈良県）生駒市

## 2. 特別措置の内容

### ①電気料金の支払期日の1か月間延長

5月分および6月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長(※)します。

ただし、支払期日の延長は、支払期日が平成30年6月18日以降となるものに限りません。

### ②不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を6か月間に限り、免除します。

### ③工事費負担金等の免除

被災されたお客さまが被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金を申し受けません。

また、被災されたお客さまが引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費を申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は平成30年12月末日までのお申し込み分とします。

### 3. 特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

スマ電®サービスセンター

0120-905-973（月曜日～日曜日10時～20時）

●「スマ電のご契約者である」ことと「特別措置の申し込み」とお伝えください。

(※)クレジットカード、口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客様においては、お申し出のタイミングによっては、既に決済手続きが完了している場合がございます。  
また、お支払い期限の延長を適用した場合は、コンビニ振込票または振込でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。